



新津商工会議所

No.365-1 2016年11月22日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

\*\*\* 12月の主なスケジュール \*\*\*

開催日時	種別	内容
12月7日(金) 13:30~	セミナー	第4回消費税軽減税率対策セミナー 「もしもの時ではもう遅い! 落語で学ぶ 相続・事業承継」

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運転 設備	5年以内 15年以内	基準利率 1.25%~2.15%
普通貸付	4,800万円	運転 設備	5年以内 10年以内	基準利率 1.25%~2.25%

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> <li>申告決算書 最近2期分(申告されている場合)</li> <li>見積書(設備資金をお申込の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書または登記簿謄本</li> <li>最近2期分の確定申告書・決算書</li> <li>最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)</li> <li>見積書(設備資金をお申込の場合)</li> </ul>

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:0250-22-0121)まで。

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)  
12月6日(火)・1月10日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)  
12月13日(火)・1月17日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121)

相談無料・秘密厳守 お気軽にご利用下さい

＜新潟県事業引継ぎ支援センター＞

NICO(公益財団法人にいがた産業創造機構)では、後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える県内の事業者を支援するため、経済産業省から委託を受けて『新潟県事業引継ぎ支援センター』を設置しております。

- 例えば、このような心配事はございませんか？
  - ・事業を後継者に継がせることになったが、どのような手続きをしていけばよいだろうか？
  - ・後継者がいない中、今後会社は存続していけるだろうか？
  - ・小規模事業者や個人事業でも相談できるだろうか？



- 相談受付(相談無料)  
個別の相談日程を調整するため、「相談申込書」をお送り下さい。申込書のご提出が難しい場合は、TEL(025-246-0080)にて受付を承ります。  
※相談申込書はHP(新潟県事業引継ぎ支援センターで検索)よりダウンロードできます。
- 問い合わせ先  
公益財団法人にいがた産業創造機構  
事業引継ぎ支援センター(TEL:025-246-0080 FAX:025-246-0037)

経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運転 設備	7年以内 10年以内	利率 1.16% ※2016年11月16日現在
-------	---------	----------	---------------	----------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
(北部地区:遠山、東・南部地区:近藤、西部地区:真野)

経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

## 年末調整個別相談会のご案内

～給料・賞与を支払っている方へ～

- ◆日時：平成29年1月16日(月)・17日(火)  
9:00～12:00 / 13:00～16:00
- ◆会場：新津商工会議所 3F
- ◆対象：新津地域で個人事業を営む方
- ◆持ち物：①年末調整の書類一式(税務署より郵送)  
②平成28年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)  
③生命保険料・介護保険料・地震保険料・国民年金保険料等の控除証明書  
④国民健康保険料払込金額の確認  
⑤控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認



**重  
要**

- ⑥印鑑
- ⑦マイナンバー制度導入に伴い、来所時下記の方のマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。  
(支払者、受給者、受給者の控除対象配偶者や扶養親族)

※税理士関与の方はご遠慮ください。

◇◇雇用保険の適用拡大等について◇◇

### 平成29年1月1日より雇用保険の制度が変更となります

○65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります

- ①平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ②平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合  
※上記①②のいずれかに該当し、雇用保険の適用要件(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込があること)を満たす場合には、管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出して下さい。

(②の場合は提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出して下さい)

また65歳以上の被保険者も教育訓練給付金や介護休業給付金等の支払対象となります。

【問い合わせ先】新津公共職業安定所 (TEL:0250-22-2233)

## ～消費税軽減税率対策窓口相談等事業～ 消費税増税対策セミナーのご案内

今年6月1日に表明があり消費税率10%への引き上げと軽減税率制度の導入時期が平成31年10月に延期されました。しかし軽減税率制度は、全ての事業者に影響があり、早めの対策がポイントとなります。是非セミナーを受講され総合的な経営力の強化に繋がってください。

	日時	テーマ	講師	受講料
第4回	12月7日(水)	13:30～15:30		
テーマ	もしもの時ではもう遅い!落語で学ぶ 相続・事業承継			
講師	行政書士きざき法務カバ代表 ところ亭久茶 氏(本名:木崎 海洋)			
受講料	無料			

- 会場：新津商工会議所 3階
- 申込先：新津商工会議所 (TEL:0250-22-0121)

補助金情報 平成28年度 第2次補正予算に伴う

### <小規模事業者持続化補助金公募開始のお知らせ>

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者が経営計画に基づき「各種販路開拓(チラシ作成、店舗改装、展示会出展、商品開発等)、業務効率化(生産性向上を図るITの利活用等)」に係る費用の2/3を補助します。補助金の申請にあたっては、商工会議所へ事業支援計画書の作成、交付を依頼する必要があります。

1. 受付締切日 平成29年1月27日(金)  
(事業支援計画書の作成依頼は1月20日(金)までをお願いします。)
2. 補助対象者 常時使用する従業員が20人以下の小規模事業者  
(商業、サービス業は5人以下)
3. 補助上限額 50万円(補助率2/3)  
但し、(1) ①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者  
②雇用を増加させる取り組みを行う事業者  
③買物弱者対策の取り組み  
④海外展開の取り組み  
以上については補助上限額が100万円  
(2) 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります。(500万円を上限)
4. 公募要項等 持続化補助金のホームページより申請書等を入手下さい。  
(<http://h28.jizokukahojokin.info/>)

本補助金の申請には応募事業者が商工会議所の支援を受けながら「経営計画書、補助事業計画書」等を作成し、商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。締切間際の場合には対応できないこともありますので、応募される事業者は早目に当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご相談下さい。